

他都市の状況（目的外の利用又は提供の禁止の例外の種類）

都市名	類 型	理 由
千葉市 (案)	<p>訴訟資料の裁判所への提出</p> <p>争訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>市が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合があるため</p>
堺 市	<p>訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、提供する場合</p>	<p>① 事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟を遂行する要請との均衡を考慮して個人情報の保護に充分配慮することが必要である。</p> <p>② 実施機関が訴訟の当事者であり、十分な主張・立証を尽くすためには、個人情報を収集する当初の目的に関わらず、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合がある。</p> <p>③ ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
神戸市	<p>争訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>市が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、当初の収集目的にかかわらず、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合がある</p>